

所有権解除照会並びに解除依頼書

(所有名義人)

スムーズな回答をさせていただくために、所有名義人は必ずご記入

殿

(自動車の表示)

登録番号			
車台番号			
車名	登録年月	初度登録	型式
	年月	年月	

このたび、私の使用する上記車両について、販売店並びに利用信販会社等への所有権解除の照会（含精算金額等の確認）、および登録手続に関する一切の事項（登録書類作成・登録行為・第三者に対する登録及び譲渡書類の引渡）について右記必要書類を添えて依頼致します。回答結果は、私に代わって下記受任者にご通知いただきますようお願い致します。尚、依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、私が責任を持って解決致します。

年月日

依頼者（買主又使用名義人）

住所

氏名（自署）

印

上記車両の所有権解除並びに登録手続に関する一切の事項につき、依頼者と連名にて依頼致します。尚依頼後において貴社にご迷惑が生じることがあった場合、当社が責任を持って解決致します。

受任者（販売店・回答書送付先）

住所

社名

役職名

氏名

印

TEL

FAX

FAX番号が未記入の場合回答が送付出来ません

下記該当に○を付けて下さい
(移転には抹消も含む)

県内移転 県外移転

※営業時間外のFAX等着信分は、翌営業日以降の返信となることもございますのでご了承下さい。

愛知ダイハツ株式会社 登録業務室 〒458-0847 名古屋市緑区浦里二丁目162番地

ご提出頂く書類は所有権解除の照会並びに書類発行に利用いたしました。

所有権解除時必要書類 (証明書類は全て発行後3ヶ月以内のものです)

所有権解除書類発行に必要な一般的書類は、下記の通りです。

① 別紙「回答書」

「所有権解除可能」とお答えしたことの確認に使用致します。信販会社等ご利用の場合は、それぞれの信販会社様発行の完済の証明となる書面を別途添付して下さい。

② 自動車検査証又は自動車検査記録事項（電子車検証の場合）

※自動車検査記録事項がない場合は電子車検証本編が必要となります。 (車両使用時には車検証原本搭載が必須の為注意) ※郵送の場合は必ずコピーを送付！

③ 当書面原本（所有権解除依頼時コピー不可）

④ 使用者の印鑑証明書（当書面に実印捺印の場合）

又は個人のみ、使用者の写真付公的証明書（当書面に認印捺印の場合）

A. 車検証住所と一致しない場合は連続性確認の為

- 個人 → 住民票除票、戸籍の附票、（左記マイナンバー記載無いもの）
- 法人 → 登記簿謄本等

B. 使用者名が合弁・統合や結婚等で変わっている場合は同一性確認の為

- 個人 → 戸籍謄本（戸籍抄本）
- 法人 → 登記簿謄本等

それをお提出願います。

※ 車検証使用者死亡の場合、「依頼者」は相続の代表者でご記入いただき、使用者の死亡、使用者と相続代表者との続柄が確認できる書面添付が必須となります。

照会時にご本人様の承諾意思確認裏付書類は必須です。

※ ここに免許証等の写真付公的証明を置いて、本紙をコピーして下さい。

（依頼者印は実印・認印何れでも可）

※ 印鑑証明書でのご依頼の場合は、右記「印鑑証明書」を○で囲み、この用紙と一緒にFAXして下さい。（依頼者印は実印に限る）

「印鑑証明書」

- いずれの場合も、車検証記載事項と異なる場合は上記A・Bの裏付書類も一緒にFAXをお願い致します。
- 証明書類の本籍部分は必要に応じて塗りつぶしてから送付願います。（但し、住所確認が可能な状態でお願い致します。）

◎ 商談場所により本人確認資料をコピーできない場合は、その都度お問合せを頂きますようお願い致します。

発行No.

照会No.

◎万一、FAX送信時に誤って第三者等へ送信されトラブルが発生した場合、送信元において全ての責任を負っていただきますのでご注意下さい。

※お取扱時間 10:00~12:00 13:00~16:30 [土日祝日を除く]

愛知ダイハツ鳴海店 2F 所有権解除担当窓口 TEL:052-891-3001 FAX:052-891-3025